

「連携プロジェクト」の対象領域としての判断の基準（案）

ナノテクノロジー・材料分野において、以下の基準を全て満たす領域を「連携プロジェクト」の対象領域としてはどうか。

今後5～10年程度の間、期待される産業規模が大きい技術シーズを事業化・産業化することを目的とする。

国際的な競争力維持、安心・安全な社会の構築等のために国家的視点で育成が必要な領域。

効率的な産業化に当たって、複数の省庁(3省庁以上)が同一の目的に連携・協力して行うことが必要な領域。

研究開発の共同・連携のみでなく、産業化に向けた基準・規制の見直し等の環境整備を含む垂直統合的な連携を図る必要のある領域。

なお、上記の判断基準の他、すでに連携の枠組みができているもの、基礎的な研究開発フェーズにあるもの等については、「連携プロジェクト」の対象とせず、従来どおりの枠組みで引き続き研究開発を推進することとする。